

建設業法における「解体工 事業」の追加と技術者資格

日本大学 教授
全解工連 理事

湯浅 昇

「解体工事業」の成立

- 参議院審議終了年月日／参議院審議結果
平成26年 4月 4日 ／ 可決
- 衆議院審議終了年月日／衆議院審議結果
平成26年 5月29日 ／ 可決
- 公布年月日／法律番号
平成26年 6月 4日 ／ 55

1. 建設業法の改正内容

①背景

●建設業法等の一部を改正する法律案

背景

建設業法・公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(入契法)
・浄化槽法・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)

- 近年の建設投資の大幅な減少による受注競争の激化により、ダンピング受注や下請企業へのしわ寄せが発生。
 - 離職者の増加、若年入職者の減少等による将来の工事の担い手不足等が懸念
- 維持更新時代の到来に伴い解体工事等の施工実態に変化が発生。
 - 維持更新時代に対応した適正な施工体制の確保が急務

建設工事の適正な施工とその担い手の確保が喫緊の課題

概要

ダンピング対策の強化と建設工事の担い手の確保

- ダンピング防止を公共工事の入札契約適正化の柱として追加 【入契法】

- 公共工事の入札の際の入札金額の内訳の提出を義務付け、発注者はそれを適切に確認 【入契法】

▶ 手抜き工事や下請へのしわ寄せを防止

▶ 見積能力のない業者が最低制限価格で入札するような事態を排除

▶ 談合の防止

- 建設業者及びその団体による担い手確保・育成並びに国土交通大臣による支援の責務を明記 【建設業法】

▶ 業界による自主的な取組を促進することにより、建設工事の担い手の確保・育成を推進

図 作業従事者の年代別構成率

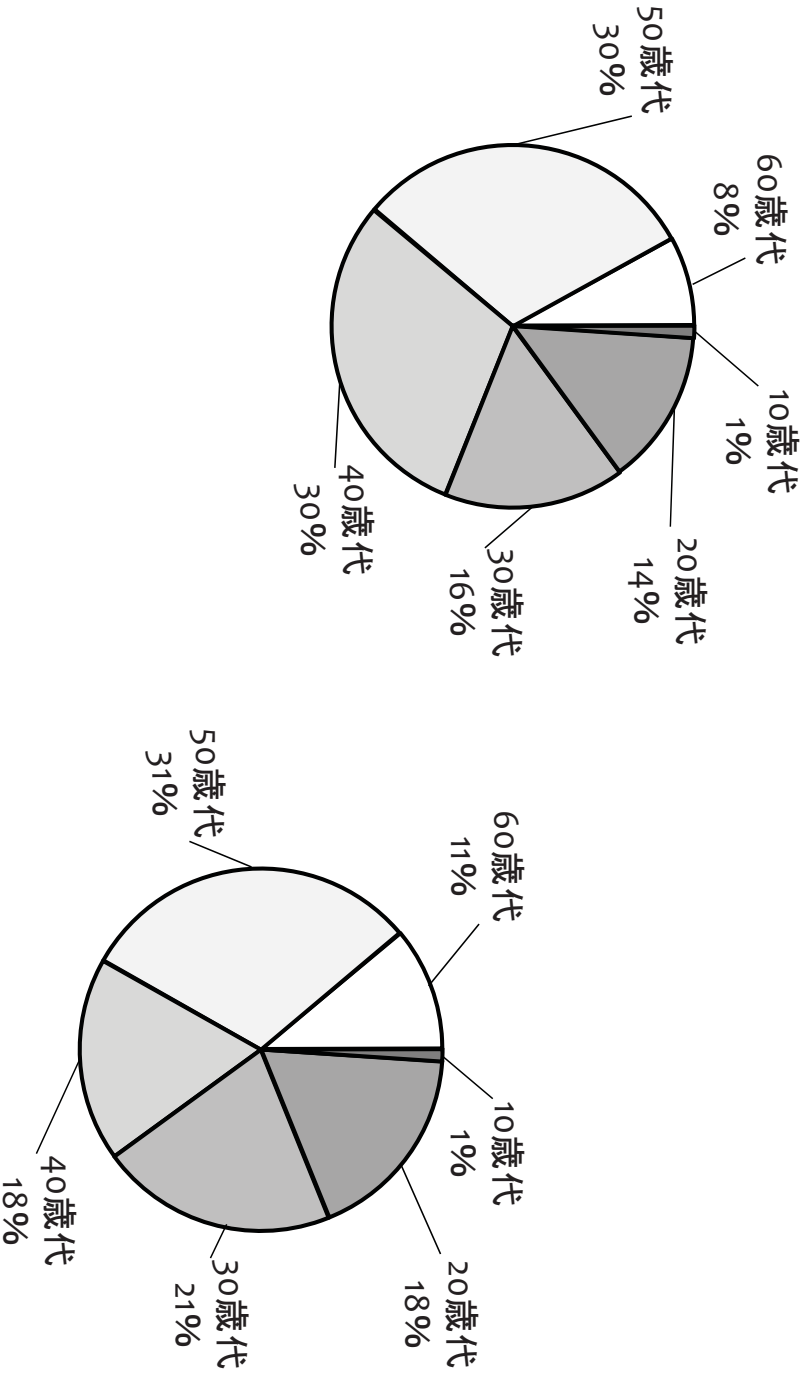


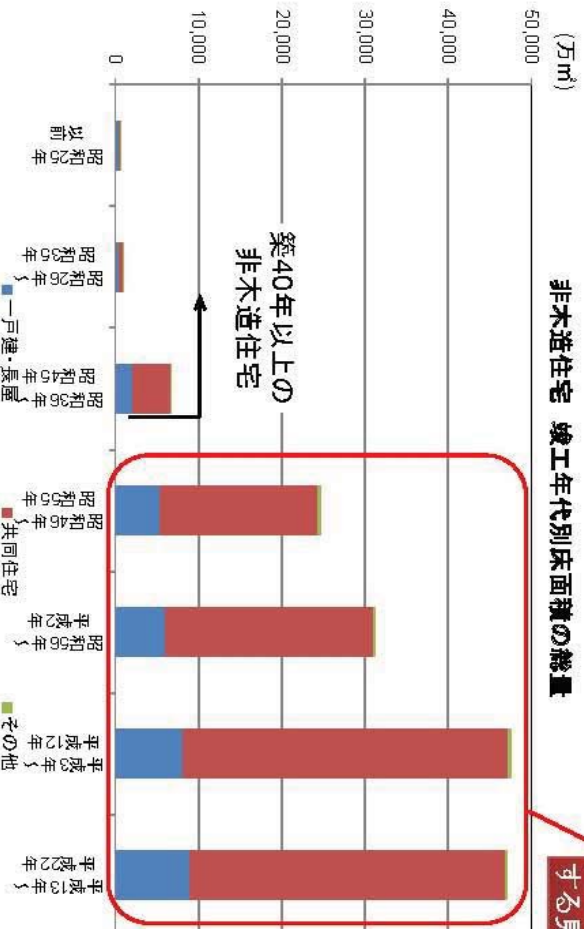
図 年齢別事故発生率

維持更新時代の到来



- 今後、高度経済成長期以降に整備したインフラ・建築物が老朽化する。
- このため、解体工事の増加が見込まれる。

高度成長期以降に建設された工作物が更新時期を迎え、解体工事量が増加する見込み



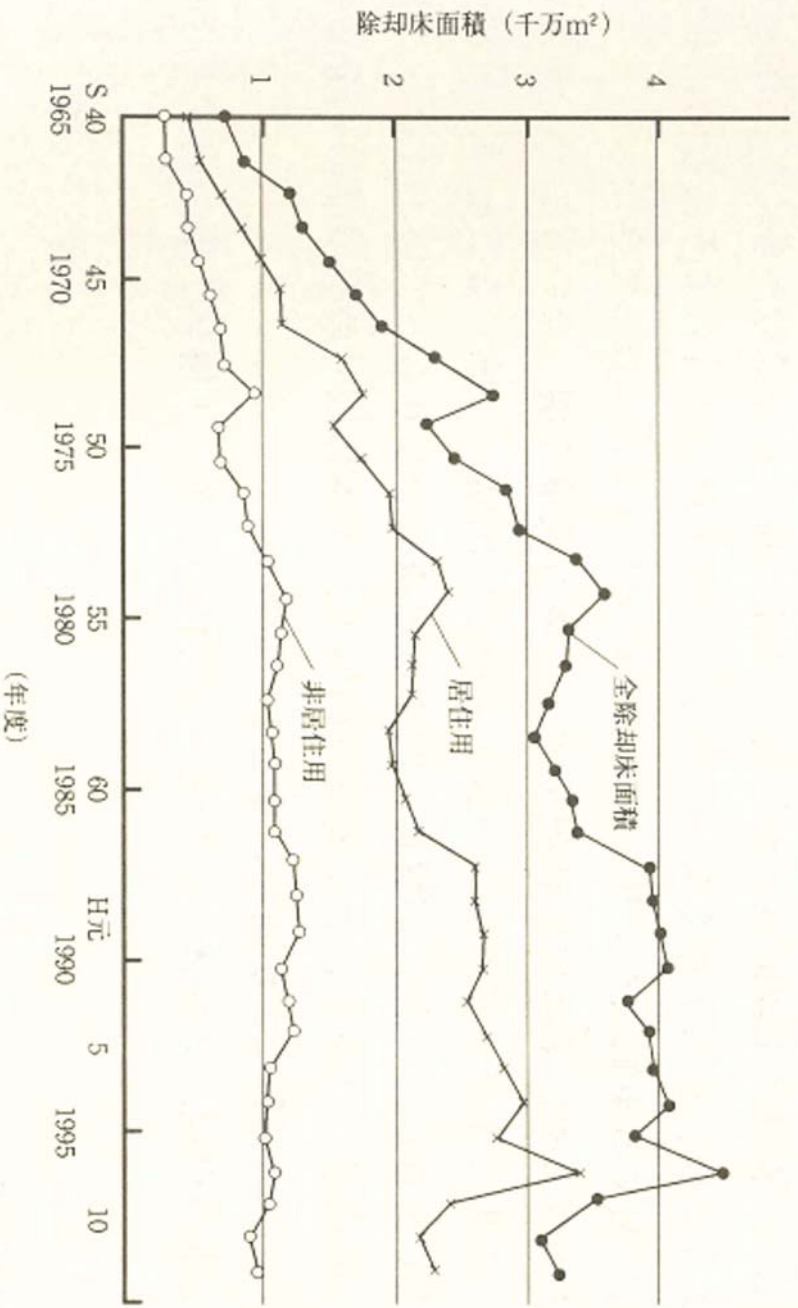


図 建築除却物の床面積の推移

(毛見虎雄先生からもらったパワーポイントから)

維持更新時代に対応した適正な施工体制の確保

■建設業の許可に係る業種区分を約40年ぶりに見直し、解体工事業を新設 **【建設業法】**

▶ 解体工事について、事故を防ぎ、工事の質を確保するため、必要な実務経験や資格のある技術者を配置

■施工体制台帳の作成・提出義務を小規模工事に拡大 (下請金額による下限を撤廃) **【入契法】**

▶ 維持修繕等の小規模工事も含め、施工体制の把握を徹底することにより、手抜き工事や不当な中間搾取を防止

■建設業許可に係る暴力団排除条項を整備するとともに、受注者が暴力団員等と判明した場合に公共発注者から許可行政庁への通報を義務付け **【建設業法】** **【入契法】**

▶ 建設業・公共工事からの暴力団排除を徹底

※許可が不要な浄化槽工事業・解体工事業の登録について **【建設業法】** **【入契法】** **【建設リサイクル法】**

▶ 建設業・公共工事からの暴力団排除を徹底

※その他、許可申請書の閲覧制度について個人情報を含む書類を除外する等、必要な改正を措置

品確法(※)改正等の入札契約制度の改革と一体となって、

現在及び将来にわたる建設工事の適正な施工とその担い手の確保を実現

(※)公共工事の品質確保の促進に関する法律

解体工事における事故等の発生

日時	工事の概要	事故の概要	被害
平成15年 3月13日	8階(地下1階、地上7階)建での建物の解体工事 (静岡県富士市)	外壁部分の鉄骨を内側からクレーンで固定する前に、既存の鉄筋を切断したため、5階部分の外壁の一部(縦3m×横15m)が公道(県道吉原停車場(吉原線))に崩落。	・作業員2名が墜落死。 ・県道信号待ちの車の搭乗者1名が崩落した外壁の下敷きとなり、車内にいた2名が死亡、2名が負傷。
平成16年 2月28日	ビルの解体工事 (東京都立川市)	重機のアームで2階部分の壁を挟み、歩道と反対側に引き倒そうとした際、アームから壁が外れて歩道に崩落。	・自動車で通りかかった男性1人が軽いけが、破片が飛び散り走行中の自動車6台に傷がついた。
平成16年 12月6日	ホテルの解体工事 (北海道旭川市)	2階から4階の建物外壁部分(高さ約10m×幅約24m)をクレーンにて内側に引き倒す作業中、クレーンが切れ道路側に崩落。	・走行中の車1台が下敷き。 ・なぎ倒した電柱4本が路上に駐車中の車3台に激突。 ・一時周囲の約300戸で停電。
平成20年 7月3日	木造2階建て建物の解体工事(東京都品川区)	解体建物が傾き、外壁を覆っていたシートと足場の金属製パイプが、隣接するJRの線路上に落下。	・JR線24本が運休し、計約6万人に影響。
平成22年 10月14日	アルミ加工工場の解体工事 (岐阜県岐阜市)	作業中のクレーンの先端が、壁に固定されていた足場にひっかけり、外そうとする動きをした直後、コンクリート製の外壁が高さ約11m、幅約18mにわたって道路(市道)側に倒壊。	・自動車で通りかかった女子高生が倒壊した壁の下敷きとなり、死亡。
平成26年 4月3日	ビルの解体工事 (兵庫県神戸市)	作業中、鉄骨がつかみ機から抜け、その反動で鉄骨が道路側の足場に倒れ、足場とともに道路に崩落	・通行人2名が負傷(うち1名は首の骨を折る重傷)。
平成23年11 月13日～28 日	ホテルの解体工事 (宮城県仙台市)	9階建てのホテルを解体するにあたりアスベストを除去しないまま作業を開始した箇所があった。	・ホテル敷地境界でWHOが定める基準値(大気1リットルあたり10本)を上回るアスベストが検出。
平成23年12 月	平屋工場(鉄骨造)の解体工事(長野県)	屋根の上で屋根を固定しているフックとナットを取り外す作業を歩み板、防網などの踏み抜き防止措置が講じないまま行っていたところ、墜落。	・屋根材を踏み抜き、高さ約10m下のコンクリート床面に墜落し、死亡。 (※) 踏み抜き事故、他多数。
平成24年2月 17日	地上4階建てのビルの解体工事(東京都新宿区)	4階建てのビルの解体工事において、壁の梁を建物内に倒す予定が何らかの理由で外側に倒れ、落下。	・1名が壁の下敷きになり死亡 ・1名が墜落し骨折。 (※) 建材等の落下等の事故、他多数。

平成15年3月13日 静岡県富士市の事故

8階(地下1階、地上7階)
4階までRC造である建物の
S造5階の解体時にRC外壁が
公道に落下した公衆災害
死者4名
(作業員2名、市民2名)
負傷者
(市民2名)



YOMIURI
よみうり
写真館
Photo Data Base
© 2015 YOMIURI SHIMBUN

平成22年10月14日 岐阜市の事故

S造のアルミ加工工場

女子高生1名死亡

平成25年7月判決

重機オペレーター：禁錮1年2月

「被告は短時間なら大丈夫と考え、ワイヤで固定するなどの防止措置を取らなかった」事故防止措置怠る

解体会社元専務・主任技術者：禁錮1年2月

「従業員を指導する立場にありながら作業効率を優先させ、壁が不安定な状態になっていた」のを容認した」監督義務怠る



写真：朝日新聞ホームページから

全解工連として分析する

解体工事において生じた事故の原因

- 解体工事業者の新規参入で専門的な経験不足
- 作業員・世話役の技量不足
- 重層下請負い構造
- 低価格での受注により、安全配慮が雑になる
- 建築物等の鉄骨の組立作業主任者、コンクリート造の工作物の解体作業主任者などの熟練の各種作業主任者、経験を積んだ主任技術者の配置不足

解体工事における環境面と建設廃棄物の課題

■解体工事の実施に際しては、**アスベスト対策**、**騒音振動対策**などの環境面への配慮や**建設廃棄物対策**が必要である。

解体時に留意すべき主な環境面の配慮と建設廃棄物対策

解体時に留意すべき環境面の配慮	関連法など (最終改正年月)	概要
アスベスト対策	労働安全衛生法(H23.6) 石綿障害予防規則(H26.3) 大気汚染防止法(H25.6)	アスベスト使用状況の事前調査の実施 作業計画の作成、届出 立ち入り禁止、隔離等の措置 作業記録の作成、保存
騒音振動対策	騒音規制法(H23.12) 振動規制法(H23.12)	特定建設作業の事前届出 夜間、深夜作業の禁止 1日の作業時間、連続作業の制限
建設廃棄物対策	廃棄物処理法(H25.11) 建設リサイクル法(H23.8) 資源有効利用促進法(H25.5)	建設廃棄物の適正処理 分別解体等の実施 リサイクルの推進

7

解体工事における技術基準

■解体工事に必要な技術が専門化しており、ガイドラインや共通仕様書として一定の技術基準がある。

①建築物の解体工事における外壁の倒壊等による公衆災害防止対策に関するガイドライン

平成15年3月に静岡県富士市で発生した公衆災害等を契機に策定。

②建築物解体工事共通仕様書(平成24年版)

建築物等を解体する工事に適用され、平成18年に策定(現在は平成24年版)。

日本建築学会鉄筋コンクリート造建築物等の解体工事指針改定作業開始

■鉄筋コンクリート造建築物等の解体工事指針改定 小委員会(設置)[15.04]～(19.03)

- ・ 主 査：湯浅 昇 (日本大学)
- ・ 委員公募：若干名
- ・ 設置期間：2015年4月～2019年3月
- ・ 委員任期：2015年4月～2017年3月
- ・ 活動目的：鉄筋コンクリート造建築物等の解体工事の質的向上, 安全確保と環境保全ならびに建設副産物の再利用促進と建設廃棄物の適正処理を達成するための施工標準として、「鉄筋コンクリート造建築物等の解体工事施工指針(案)・同解説」が1998年に発刊されている。2000年に施行された建設リサイクル法やアスベストの適正処理など, 社会状況が変化してきている。このようなか、本小委員会 会は、同書を改定・出版することを目的とする。

1. 建設業法の改正内容

② 今回の業種区分の見直し

■『中央建設業審議会・社会資本整備審議会産業分科会建設部会基本問題小委員会』によると、解体工事の課題等として、次のものがあげられている。

解体工事の専門的技術

●解体工事は、**一定の技術基準があるなど技術が専門化**している。

重大な災害の発生

- 不適切な施工により、一般の歩行者等を巻き込む**公衆災害が発生**。
- 踏み抜き事故など、多くの**労働災害が発生**。

環境等の視点からの課題

- アスベスト対策**への取り組みが必要。
- 騒音・振動対策**の取り組みが必要。

建設廃棄物対策

- 建設廃棄物の**適正処理、リサイクル推進**が必要。

今回の業種区分の見直し

業種区分の見直しの基本的な考え方

(前提条件) **規制の強化等の影響や社会的負担の増加と比較考量しても、社会的課題の解決又は疎漏工事のリスク低減など適正な施工の確保に顕著な効果が見込まれること**

業種区分の新設にあたっては更に

- ・当該工事に必要な**技能が専門化しており、また、対応する技術者資格等が設定できること**
 - ・現在、ある程度の**市場規模があり、今後とも工事量の増加が見込まれること**
- が必要である。また、商慣行等の秩序を乱す恐れもあるため、業界内での意見調整、準備の熟度が高まっていることが必要。

建設業者団体等からの要望について検討

業種区分の見直しの方針

- 解体工事について**
現在、施工管理の不備等による事故が発生している等の状況に鑑み、可能な限り早期に「**解体工事**」について、**業種区分を新設**（とび・土工・コンクリート工事からの分離独立）
- 建設工事の内容、例示、区分の考え方について**
建設業者団体等を通じて確認された施工実態や取引実態の変化等の現状を鑑み、**早期に告示、ガイドラインの一部を改正**
⇒施工実態や取引実態の変化、施工技術の進歩等を速やかに反映する必要があるため、**今後も機動的に見直しを行うべき**

(さらなる検討について)

業種が全体としてアンバランスで、分がりにくいのではないか。

⇒今回の見直し等を通じて寄せられた意見

高度な専門的技術の推進など、建設業者団体のモチベーションの向上も適正な施工を図る上で重要

本格的な維持管理更新時代を迎え、施工の適正化のための取組みを推進すべき

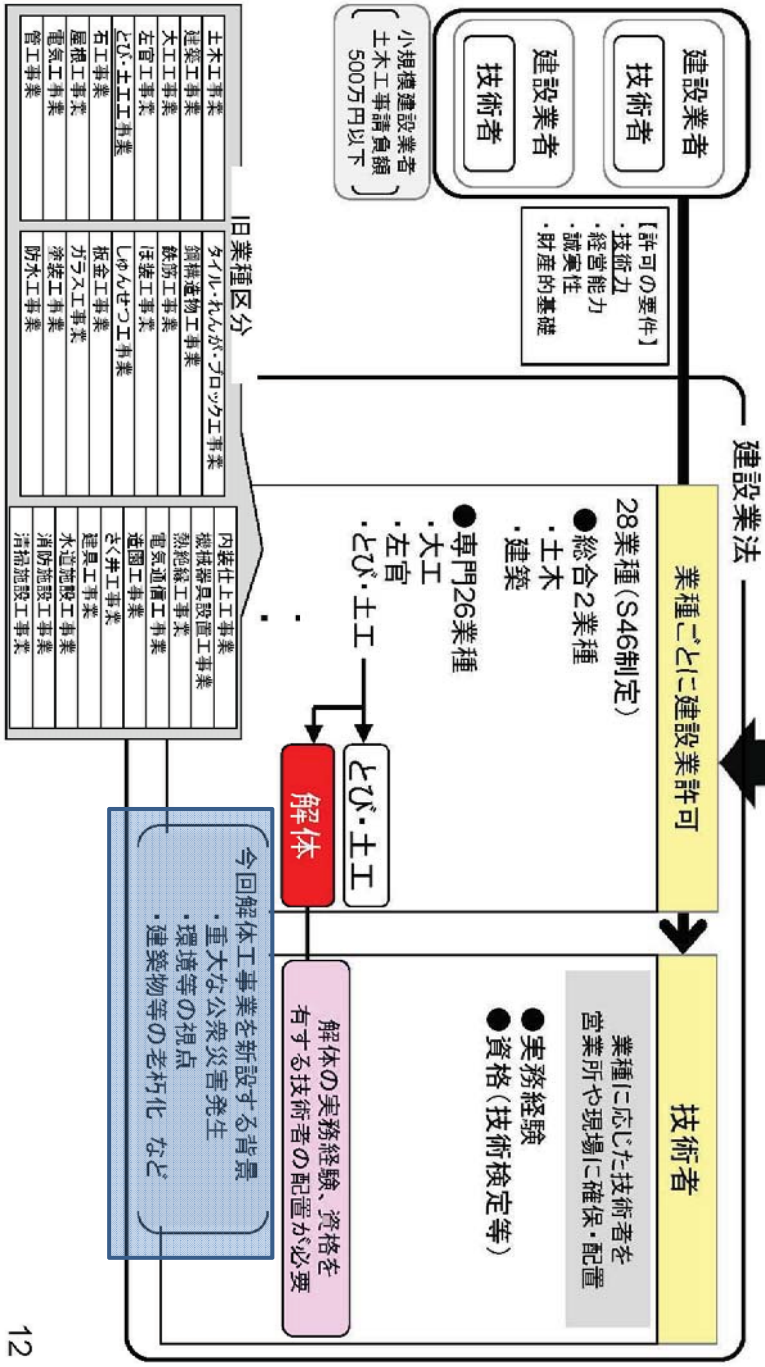
建設業に関する施策と他分野との連携により対応すべきものもあるのではないか。



- ・今回の業種区分の見直しにあたって整理した基本的考え方のあり方も含め、業種区分のあり方を引き続き議論
- ⇒建設業者団体の自主的な取組の促進、他分野との連携等について、不断に検討
- ⇒検討の熟度が高まったものから更なる業種区分の見直しなどの対応を図ることが必要。

業種区分の新設について

施工能力を有する建設業者への発注
 専門工事業の地位の安定、技術の向上
 疎漏工事・公衆災害の防止



旧業種区分(28業種)と建設工事の内容等

建設工事の種類 (建設業法別表第一の上欄)	建設工事の内容 (昭和47年3月8日建設省告示第350号)	建設工事の例示 (平成15年4月3日建設業許可事務ガイドライン)	建設工事の区分の考え方 (平成13年4月3日建設業許可事務ガイドライン)
土木一式工事	総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事(補修、改造又は解体する工事を含む。以下同じ。)		-
建築一式工事	総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事		-
とび・土工・コンクリート工事	イ)足場の組立て、機械器具・建設資材等の重量物の運搬配置、鉄骨等の組立て、 工作物の解体 等を行う工事	イ)とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物の場重運搬配置工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事、 工作物解体工事	<ul style="list-style-type: none"> 『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに『石工事』及び『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」間の区分の考え方は、根拠めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事等が『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」であり、建築物の内装として擬石等をばり付けける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又はばり付けける工事等が『石工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」であり、コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み(張り)工事」である。
	ロ)～ハ) 略	ロ)～ハ) 略	ロ)～ハ) 略

解体工事の内容、例示、区分の考え方(案)

建設工事の種類 (建設業法別表第一の上欄)	建設工事の内容 (昭和47年3月8日建設省告示第350号)	建設工事の例示 (平成15年4月3日建設業許可事務ガイドライン)	建設工事の区分の考え方 (平成13年4月3日建設業許可事務ガイドライン)
解体工事	工作物の解体を行う工事	工作物解体工事	●それぞれの専門工事において建設される目的物について、そのみを解体する工事は各専門工事に該当する。総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物や建築物を解体する工事は、それぞれ土木一式工事や建築一式工事に該当する。

注) 解体工事における建設工事の内容、例示、区分の考え方については、現在パブリックコメントを行っているところである。

解体工事業の新設に伴う経過措置等について

○施行日（以後、原則、解体工事業を営むに際し解体工事業の許可が必要）
 公布日から**2年以内**で政令で定める日（平成28年度）**×**トに開始）

○経過措置 平成31年

①施行日時点でとび・土工事業の許可を受けて解体工事業を営んでいる建設業者は、引き続き**3年間（公布日から計5年間程度）**は解体工事業の許可を受けずに解体工事を施工することが可能。
 （当該建設業者は、この経過措置期間中（公布日から5年間程度）とび・土工コンクリート工事に係る技術者の配置でも解体工事の施工が可能。）

②施行日前のとび・土工事業に係る経営業務管理責任者としての経験は、解体工事業に係る経営業務管理責任者の経験とみなす。

※技術者資格（実務経験の取扱いを含む。）については、本検討会にて検討を行う。

2. 現在の技術者制度

現在の技術者制度

■建設業法に規定する『監理技術者』と『主任技術者』の職務は、次の通りとされている。

主任技術者

- 建設工事の施工にあたり、その施工計画を作成し、具体的な工事の**工程管理**や工事目的物、工事仮設物、工事用資材等の**品質管理**を行う。
- 工事の施工に伴う公衆災害、労働災害等の発生を防止するための**安全管理**、**労務管理**も行う。

監理技術者

- 以上のような**主任技術者の職務に加えて**、
- 一定規模以上の建設工事の施工にあたり、**下請人を適切に指導、監督**するといふ総合的な機能を果たし、主任技術者のように直接工事に密接に関与して細かな指示を与えるときともに、さらに工事規模が大きくなることにより**複業化する工事管理**と、建設業全体の健全な発展に寄与する役割も期待される。

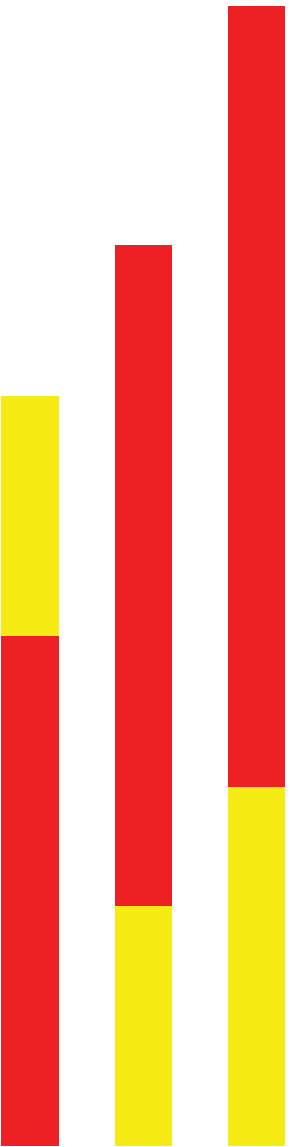
国土交通省が抱く？ 役割に応じた能力



監理技術者

主任技術者

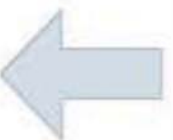
専門工事を行う者
(職長など)



監理技術者の配置が必要な工事

(建設業技術者センターホームページから)

特定建設業種	発注者から直接請け負った元請負人で 合計3,000万円 (建築一式工事の場合は4,500万円) 以上の 下請契約を締結した工事
--------	---



監理技術者の配置が必要

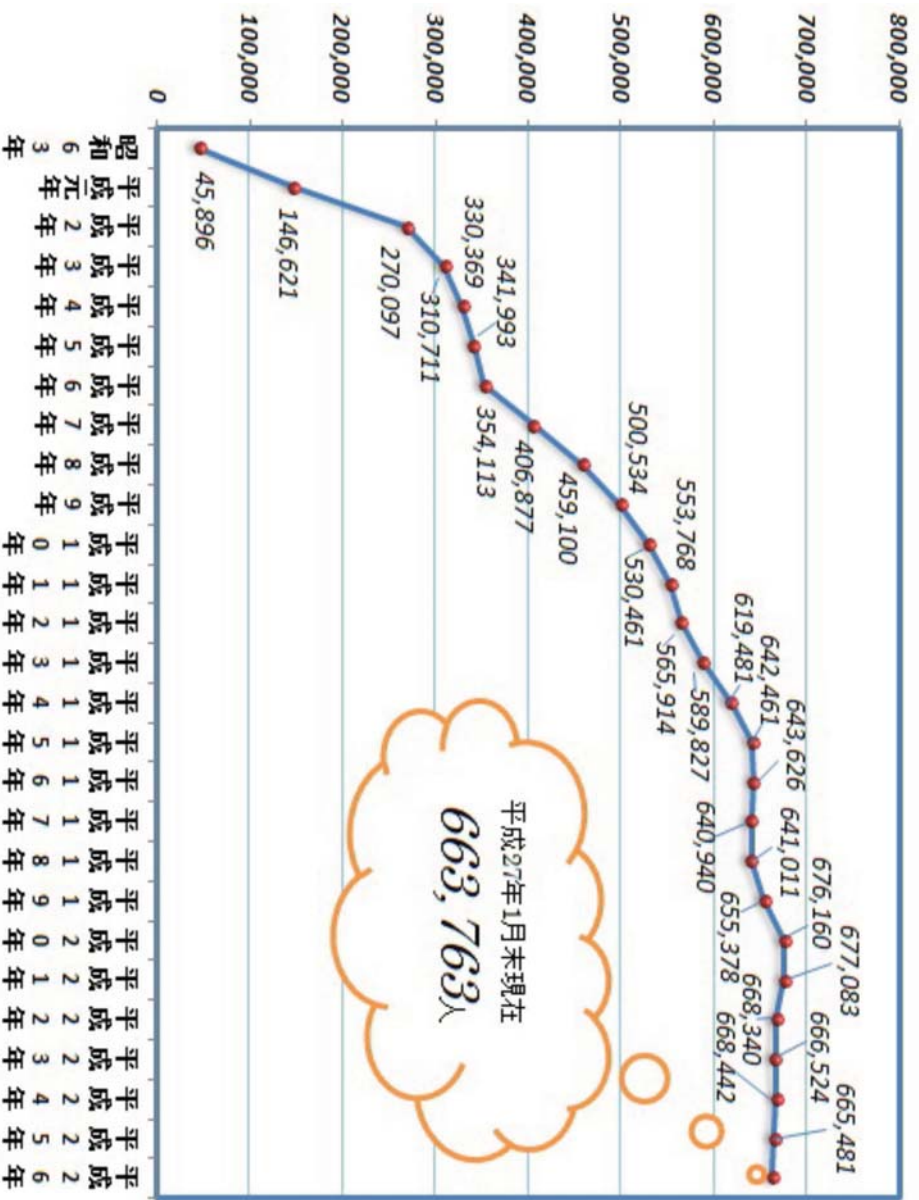
公共工事、民間工事を問わず、個人住宅を除くほとんどの工事が対象です。

※以下、対象外

- ・ 戸建住宅、長屋
- ・ 併用住宅 (事務所・病院等と戸建住宅を兼ねたもの) で、以下の2つの条件を共に満たす場合
 - (1) 事務所・病院等の非居住部分 (併用部分) の床面積が延べ面積の1/2以下であること。
 - (2) 敷代金の総額を居住部分と非居住部分 (併用部分) の面積比に応じて按分して求めた併用部分に相当する割合金額が5,000万円未満 (建築一式工事の場合) であること。

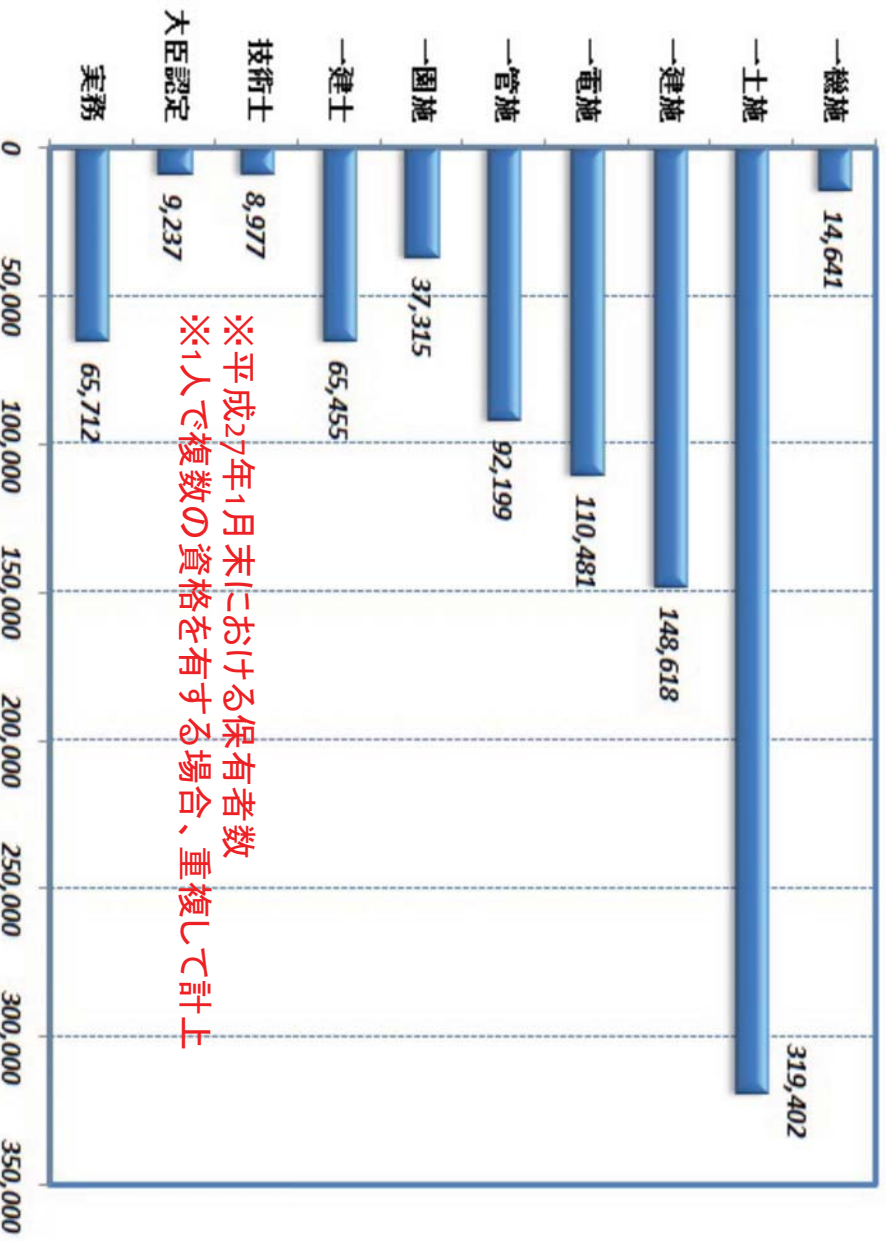
監理技術者資格者証の保有者数の遷移

(建設業技術者センターホームページから)



監理技術者資格者証の資格別保有者数

(建設業技術者センターホームページから)



※平成27年1月末における保有者数

※1人で複数の資格を有する場合、重複して計上

工事現場に置くべき技術者	監理技術者	主任技術者
元請工事における 下請合計金額	3,000万円以上 (建築一式工事は4,500万円以上)	3,000万円未満 (建築一式工事は4,500万円未満)
資格要件	<ul style="list-style-type: none"> ●一級国家資格者 <ul style="list-style-type: none"> ・1級施工管理技士 ・1級建築士 ・技術士 ●実務経験者 (指定7業種は除く) <ul style="list-style-type: none"> ・主任技術者としての要件を満たす者のうち、元請として4,500万円以上の工事に関し2年以上の指導監督的な実務経験を有する者 	<ul style="list-style-type: none"> ●一級国家資格者 <ul style="list-style-type: none"> ・1級施工管理技士 ・1級建築士 ・技術士 ●二級国家資格者 <ul style="list-style-type: none"> ・2級施工管理技士等 ●実務経験者 <ul style="list-style-type: none"> ・大学(指定学科)卒業3年以上の実務経験 ・高校(指定学科)卒業5年以上の実務経験 ・10年以上の実務経験
工事現場における 専任の要件	公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事で、請負金額が2,500万円(建築一式の場合は5,000万円)以上で必要建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者 (公共工事における元請の専任技術者については、3ヶ月以上の雇用関係が必要)	
その他		

国家資格と民間資格

「解体工事施工技士」は民間資格

民間資格が国家資格になることはない！

国家資格とは、法律に基づいて国が実施する試験(国家試験)などにより、個人の知識や技能が一定の段階以上に達していることを行政が確認し、その結果として行政のその権限に基づいて一定の行為を行うことを許可するもの

国家資格を創設する場合は、民間に試験委員等の協力を仰ぐことはあっても、あくまで国主導で試験を実施運営

一級建築士 建築技術教育普及センター

■当センターは、建築士法に基づき、一級建築士試験事務を行う中央指定試験機関として昭和59年1月30日付けで建設大臣より指定を受け、同年2月1日より試験事務を開始し、昭和59年から毎年一級建築士試験を実施しています。
また、平成13年4月1日からは建築士法施行規則において、平成20年1月28日からは建築士法に基づき中央指定登録機関等に関する省令において、国土交通大臣の指定を受け、中央指定試験機関として、引き続き試験を実施しています。
■当センターは、建築士法に基づき、二級及び木造建築士試験事務を行う都道府県指定試験機関として昭和60年10月から同年12月にかけて全国の都道府県知事より指定を受け、昭和61年1月1日より試験事務を開始し、昭和61年から毎年二級及び木造建築士試験を実施しています。

建設業法上の技術者

(実務要件を除く)

監理技術者

国家資格のみそれも一級レベル

主任技術者

ほとんどが国家試験

民間試験は3つのみ(そこに「解体工事施工技士」
が認められるのならすごい！)

現時点で

解体工事の現場管理を行う者

現場監督	主任技術者(とび・土工事業) 【建設業法】	技術管理者(解体工事業) 【建設リサイクル法】
実務経験 (主なもの)	大学(指定学科卒)：3年以上 高校(指定学科卒)：5年以上 その他：10年以上	大学(指定学科卒)：2年以上 高校(指定学科卒)：4年以上 その他：8年以上
資格者	1級建設機械施工技士 2級建設機械施工技士 1級土木施工管理技士 2級土木施工管理技士(土木・薬液注入) 1級建築施工管理技士 2級建築施工管理技士(躯体)	1級建設機械施工技士 2級建設機械施工技士(1種or2種に限る) 1級土木施工管理技士 2級土木施工管理技士(土木) 1級建築施工管理技士 2級建築施工管理技士(建築、躯体) 1級建築士 2級建築士 技術士 とび技能士
	技術士 とび技能士 型枠、コンクリート圧送、ウルホポイント技能士 地すべり防止工事士	解体工事施工技士

3. 資格制度の評価の視点について

■既存の資格制度の評価は、大きく「**試験制度に関する視点**」、「**試験内容に関する視点**」の2つの視点で行う。

1. 試験制度に関する視点

- 資格の普及度、試験の受験要件などを評価

2. 試験内容に関する視点

- 解体工事の技術者に求められる技術力を評価できているか

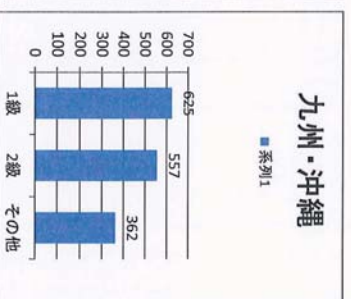
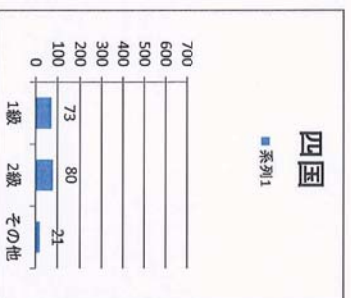
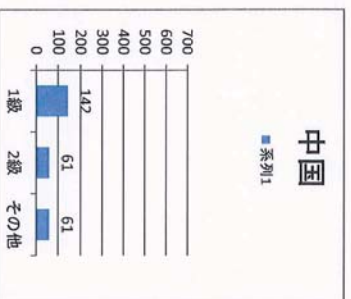
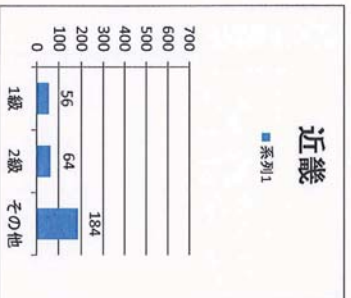
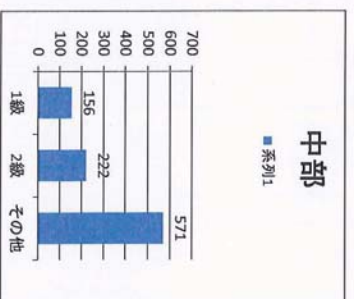
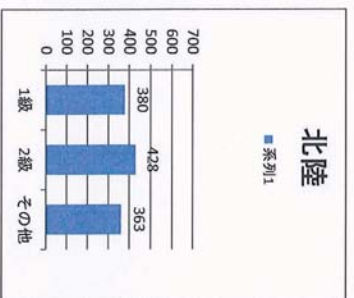
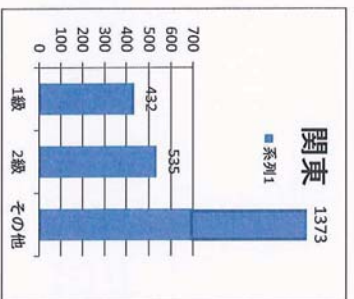
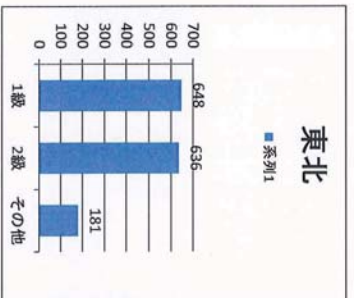
解体工連会員にみる 技術者役割と配置

- 解体工事における監理技術者は、1級建築施工管理技術者、1級土木施工管理技術者及び1級建設機械施工管理技術者であり、技術士の配置はまれである
- （経審記載の技術者配置人数は、業種別に一人2業種まで配置できる）
- 「その他の技術者」は各業種で10年以上の経験があれば2業種に配置できるが事例は少ないと考えられる

とび土工の枠組下でみる技術者

とび土工 工事業者 技術者数(ブロック別)

資料 5



ここでいう1級2級はとび土工の技能士としてではなく、
1級は**監理技術者級の資格**、2級は**主任技術者級の資格**を示す。

解体技術者と現行の技術者資格

- 解体工事の現場の技術者は、必ずしも1, 2級の技術者資格を持っていない。特に関東ブロック
- 首都圏の解体工事では、熟練した重機オペレータと経験豊かな世話役(主任技術者)の連携で安全に工事を進めているのが実態

主任技術者になるためには。。。

受験前の実務経験はそれぞれの資格に対しての実務経験
(必ずしも解体の実務経験ではない)

現行受検資格

	実務経験による主任技術者資格		2級土木施工管理技士		2級建築施工管理技士		技能士(とび)		解体工事施工技士	
	指定学科	指定学科以外	指定学科	指定学科以外	指定学科	指定学科以外	1級	2級	指定学科	指定学科以外
大学卒業者	3年以上	10年以上	1年以上	15年以上	1年以上	15年以上	7年以上	2年以上 (ただし合格後 3年以上の実 務経験必要)	1.5年以上	2.5年以上
短大・高専 卒業者	5年以上		2年以上	3年以上	2年以上	3年以上			2.5年以上	3.5年以上
高校卒業者	5年以上	3年以上	4.5年以上	3年以上	4.5年以上	8年以上	8年以上	8年以上	8年以上	
その他	10年以上	8年以上	8年以上	8年以上						

受験に取られる1年
を加えると最短5年
で主任技術者

解体工事施工技士の受検資格要件の見直しは必要と思える(湯浅の意見として)

当面の監理技術者

・実務経験者

主任技術者としての要件を満たす者のうち、元請けとして4,500万円以上の工事に関し2年以上の指導監督的な実務経験を有する者

→なかなか難しい

・一級国家資格者

- 一級建築施工管理技士
- 一級土木施工管理技士

→建築・土木出身者以外はなかなか合格難しい

国土交通省による 国家資格創設の可能性

- 新たな解体工事に関する国家資格の創設を引き続き検討。。。ただしつ創設できるものなのか、また途中で頓挫の可能性もありそう。
- 作るのなら1級、2級ではなく、国家資格・民間資格で役割を棲み分けして、主任技術者はこれまで通り「解体工事施工技士」で、新たな国家資格は監理技術者対応でいいか。全解工連としてか。。。むしろ「建設解体業」・全解工連としては歓迎ではないか。。。1級建築施工管理技士・1級土木施工管理技士は建築・土木出身でないとはハードルが高い。

解体工事の適正な施工確保に関する検討会 経緯と今後の予定

- | | |
|----------------|---|
| 平成26年8月4日 | 平成27年3月9日 |
| 第1回検討会 | 第6回検討会 |
| 平成26年9月16日 | • 中間とりまとめ／対象資格試験の提示 |
| 第2回検討会 | |
| • 関係機関へのヒアリング | 平成27年夏頃 |
| 平成26年10月15日 | • 最終とりまとめ |
| 第3回検討会 | |
| • 関係機関へのヒアリング | 平成28年度中に実施される技術者資格試験
(指定資格試験) |
| 平成26年12月5日 | 「建設解体業」に対応した資格として一部これ
までの試験内容を変更の上実施 |
| 第4回検討会 | 合格者は「建設解体業」に対応した資格者と
してみなされる |
| • 関係機関へのヒアリング | |
| 平成27年1月28日 | |
| 第5回検討会 | |
| • 試験機関ヒアリングの結果 | 平成28年度
解体工事業の許可申請開始 |

平成27年度以前の合格者（今年を受検者含）は、その技術者資格試験毎に移行措置が設定され、それを満足すると「建設解体業」に対応した資格者としてみなされる。

- 移行措置（長い間の話ではない）には、
- 十資格取得後の解体の実務経験
 - 十その資格の更新講習参加
 - 十解体に関する技術講習。。。等を検討

全解工連そして業界としての 不安・要望

- 解体工事業の許可申請までに、早い時期での監理技術者の方向性をお示しいただきたい
- 解体工事施工技士試験の活用をお願いしたい
- 土木、建築工事業者が雪崩を打って解体工事業に参入することになる不安がある